

副本

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

被告 国

(第1事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

(第2事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

準備書面(7)

(原告ら準備書面(5)及び(6)に対する反論
並びに2025年5月14日付け求釈明書への回答)

令和7年7月18日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 被告指定代理人 | 田 | 中 | 隆 | 士 |
| | 市 | 原 | 麻 | 衣 |
| | 鈴 | 木 | 吉 | 憲 |
| | 原 | 田 | 直 | 也 |
| | 富 | 永 | 健 | 嗣 |

| | | |
|-----|----|---|
| 原 | | 裕 |
| 加茂野 | | 優 |
| 佐久間 | 寛 | 通 |
| 伊丹 | 俊 | 剛 |
| 佐藤 | 和 | 斗 |
| 蔵原 | 智 | 行 |
| 鈴木 | 智 | 文 |
| 吉村 | 淳 | 一 |
| 杉田 | 和 | 映 |
| 柳澤 | 泰 | 海 |
| 日野 | 早矢 | 香 |
| 林 | 花 | 梨 |
| 水本 | 圭 | 祐 |
| 河北 | 浩 | 之 |
| 渭原 | 祥 | 介 |



(目次)

| | |
|--|----|
| 第1 第2事件各処分のうち、文書の不存在を理由とする各全部不開示決定(本件処分13ないし30)がいずれも適法であること | 5 |
| 1 はじめに | 5 |
| 2 内閣官房の各全部不開示決定(内閣総務官の各全部不開示決定(本件処分13ないし18)、内閣官房副長官補の各全部不開示決定(本件処分25ないし30)及び内閣情報官の各全部不開示決定(本件処分19ないし24))がいずれも適法であること | 6 |
| (1) 杉田副長官の文書作成義務に関する第2事件原告らの主張は、被告の主張についての誤った理解を前提とするものであって失当であること等 | 6 |
| (2) 「99人と6名の名簿と各人に関する資料」が作成され、保存されているとの第2原告らの主張は理由がないこと | 7 |
| (3) 文書の存在が推認される旨の第2事件原告らの主張は根拠を欠くこと | 7 |
| (4) 小括 | 8 |
| 3 内閣府大臣官房長は、各一部不開示決定(本件処分31ないし36)に係る各文書のほかに、第2事件原告らに係る保有個人情報記録された行政文書を保有していないこと | 8 |
| 4 「任命権者側」に文書作成義務があり、各処分庁のいずれかに保存義務が生じる旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと | 10 |
| 5 小括 | 10 |
| 第2 内閣府大臣官房長が行った各一部不開示決定(本件処分31ないし36)がいずれも適法であること | 11 |
| 1 第2事件原告らの主張の概要 | 11 |
| 2 第2事件原告らの前記1㉠ないし㉢の主張はいずれも理由がないこと | 11 |
| 3 小括 | 13 |
| 第3 原告らの各損害賠償請求はいずれも理由がないこと | 13 |

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 1 | 原告らの主張の要旨 | 13 |
| 2 | 国賠法上の違法の意義について | 14 |
| 3 | 国賠法上の違法性に係る原告らの主位的主張はいずれも理由がないこと .. | 14 |
| 4 | 国賠法上の違法性に係る原告らの予備的主張はいずれも理由がないこと .. | 16 |
| 5 | まとめ | 17 |
| 第4 | 原告ら求釈明書②について | 17 |
| 1 | 求釈明事項6について | 17 |
| | (1) 探索の範囲及び対象について | 17 |
| | (2) その余の点について | 18 |
| | (3) 小括 | 20 |
| 2 | 求釈明事項1ないし5及び7について | 20 |
| | (1) 求釈明事項1(1)について | 20 |
| | (2) 求釈明事項3について | 21 |
| | (3) 求釈明事項5(2)について | 22 |
| | (4) 求釈明事項7、同8(1)及び同(2)について | 22 |
| | (5) その余の求釈明事項について | 22 |

被告は、本準備書面において、第2事件原告らの2025年5月12日付け準備書面(5)及び原告らの同日付け準備書面(6)(以下、それぞれにつき、「原告ら準備書面(5)」、「原告ら準備書面(6)」という。)に対し、必要な限度で反論するとともに(後記第1ないし第3)、原告らの同月14日付け求釈明書(以下「原告ら求釈明書②」という。)記載1ないし8の各求釈明事項(以下、項番号ごとに「求釈明事項1(1)」、「求釈明事項2」などという。)につき、必要な限度で回答する(後記第4)。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 第2事件各処分のうち、文書の不存在を理由とする各全部不開示決定(本件処分13ないし30)がいずれも適法であること

1 はじめに

第2事件原告らは、①被告が、「菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官は、6名の候補者を任命対象から除外する意思決定を行ったことを認めている」から、菅内閣総理大臣と杉田副長官が当該意思決定につき公文書管理法4条に基づき文書作成義務を負っていることは明らかであり(原告ら準備書面(5)12及び13ページ)、②菅内閣総理大臣と杉田副長官が99人を任命することとして6名の候補者を任命対象から除外する判断をするためには、「当該99人と6名の名簿と各人に関する資料が不可欠であり、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官がこれらの文書を取得していたことは明らか」であって(同13ページ)、③菅内閣総理大臣が作成・取得した文書は内閣府大臣官房長が、杉田副長官が作成・取得した文書は内閣総務官が(ただし、内閣総務官が当該文書を内閣府大臣官房に移管した場合は内閣府大臣官房長が)それぞれ保存義務を負うから(同14ページ)、文書の存在が強く推認される旨主張する。

しかしながら、被告は杉田副長官が「意思決定」を行ったとは認めていないから、上記①の点は、前提事実を誤解するものであり失当である(後記2(1))。また、上記②及び③の点は、上記①の誤解を前提とした根拠のない憶測又は独

自の見解を述べるものであり、いずれも理由がない(後記2(2)ないし4)。

以下、各処分ごとに、第2事件原告らの主張に対し、必要な限度で適宜ふえんして反論する。

2 内閣官房の各全部不開示決定(内閣総務官の各全部不開示決定(本件処分13ないし18)、内閣官房副長官補の各全部不開示決定(本件処分25ないし30)及び内閣情報官の各全部不開示決定(本件処分19ないし24))がいずれも適法であること

(1) 杉田副長官の文書作成義務に関する第2事件原告らの主張は、被告の主張についての誤った理解を前提とするものであって失当であること等

ア 第2事件原告らは、前記1①のとおり、被告が、「菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官は、6名の候補者を任命対象から除外する意思決定を行ったことを認めている」から、菅内閣総理大臣と杉田副長官が、当該意思決定につき公文書管理法4条に基づき文書作成義務を負っていることは明らかであると主張する(原告ら準備書面(5)12ページ)。

イ しかしながら、被告準備書面(4)(3及び4ページ)において述べたとおり、菅内閣総理大臣は、令和2年9月16日に内閣総理大臣に就任した後、加藤官房長官及び杉田副長官に対し、改めて懸念を伝え、それを受けて、同月22日又は23日頃、杉田副長官が菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨相談をし、菅内閣総理大臣がその内容を了承することを直接判断し、その内容が杉田副長官を通じて内閣府に伝えられ、菅内閣総理大臣が、同月28日、内閣府の起案した決裁文書に基づき決裁したものである。このように、被告は、杉田副長官が、6名の候補者を任命対象から除外する意思決定を行ったとは全く主張していない。

ウ 以上のとおりであるから、杉田副長官が当該意思決定について公文書管理法4条に基づき文書作成義務を負っているとする第2事件原告らの主張

は、前提事実を誤解するものであり、失当である。

なお、原告らは、菅内閣総理大臣の文書作成義務についても主張するが、菅内閣総理大臣は、内閣府の長として、令和2年改選の任命に係る意思決定を行ったものであるところ、かかる意思決定について、内閣府において、甲A第60号証を中心とした各文書を作成、保存し、これによって、令和2年改選における内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、又は検証することができることは既に主張したとおりである(被告準備書面(6)10、16及び17ページ参照)。

(2) 「99人と6名の名簿と各人に関する資料」が作成され、保存されているとの第2事件原告らの主張は理由がないこと

ア 第2事件原告らは、前記1②及び③のとおり、「菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が「99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨」(括弧内略)の判断をするためには、当該99人と6名の名簿と各人に関する資料が不可欠であり、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官がこれらの文書を取得していたことは明らかであ」って「杉田内閣官房副長官が作成・取得した本件文書の保存義務は、内閣総務官が負っている」旨主張する(原告ら準備書面(5)13及び14ページ)。

イ しかしながら、第2事件原告らが上記「資料」が存在したはずであると主張する点は、誤解に基づいて根拠のない憶測又は独自の見解を述べるものにすぎず、理由がない。また、現に、内閣総務官室及び官邸各室、内閣官房副長官補及びその下にある各室並びに内閣情報調査室の、それぞれ執務室内の机、書庫、共有フォルダ及び電子メールの探索を行ってもそのような文書は発見されていない。以上のことは、既に被告準備書面(2)(43及び44ページ)で述べたほか、後記第4の1(1)のとおりである。

ウ したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

(3) 文書の存在が推認される旨の第2事件原告らの主張は根拠を欠くこと

ア 第2事件原告らは、「本件任命拒否のような重要かつ異例の意思決定については、これに関わる行政文書が作成・保存されていることが強く推認される」のであって、「被告がこの推認を覆したいと考えるのであれば、菅内閣総理大臣が違法に文書作成義務を履行しなかったこと、または当該文書に移管もしくは廃棄したことを主張・立証しなければならない」とか「被告がこの推認を覆したいと考えるのであれば、杉田内閣官房副長官が違法に文書作成義務を履行しなかったこと、または当該文書に移管もしくは廃棄したことを主張・立証しなければならない」と主張する(原告ら準備書面(5)14及び15ページ)。

イ しかしながら、第2事件原告らが杉田副長官に文書作成義務があるとする論拠は、前記(1)ア及び前記(2)アのとおりであるところ、前記(1)イ及び前記(2)イのとおり、これらは誤解に基づくものでいずれも理由がないし、また、前記(2)イのとおり、現に内閣総務官室及び官邸各室の探索によってもそのような文書は発見されていない。

ウ したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、第2事件原告らの主張はいずれも理由がなく、内閣総務官において第2事件原告らの各開示請求に係る文書を作成・取得し、あるいは保有しているとは認められず、その他内閣官房副長官補及び内閣情報官においてこれらの文書を作成・取得しあるいは保有している旨の具体的主張もないから、内閣総務官の各全部不開示決定(本件処分13ないし18)、内閣官房副長官補の各全部不開示決定(本件処分25ないし30)及び内閣情報官の各全部不開示決定(本件処分19ないし24)は、いずれも適法である。

3 内閣府大臣官房長は、各一部不開示決定(本件処分31ないし36)に係る各文書のほかに、第2事件原告らに係る保有個人情報記録された行政文書を保有していないこと

- (1) 第2事件原告らは、前記1のとおり、被告が、「菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官は、6名の候補者を任命対象から除外する意思決定を行ったことを認めている」から、菅内閣総理大臣と杉田副長官が当該意思決定につき公文書管理法4条に基づき文書作成義務を負っていることは明らかであり、当該文書の保存義務は、内閣府大臣官房長(ただし、副長官が作成・取得した文書については内閣総務官が内閣府大臣官房に移管した後)が負っているから、文書の存在が推認される旨主張する(原告ら準備書面(5)12ないし16ページ)。
- (2) しかしながら、前記2(1)イのとおり、被告は、杉田副長官が上記「意思決定」を行ったとは全く主張していないから、この点を誤解して、杉田副長官が当該意思決定を行ったことを前提に、同副長官が当該意思決定について公文書管理法4条に基づき文書作成義務を負い、その作成した文書について内閣府大臣官房長が保存義務を負っているから、文書の存在が推認されるなどとする第2事件原告らの主張は、誤解に基づいて根拠のない憶測を述べるものというほかない。
- (3) また、前記2(1)ウのとおり、内閣府の長である菅内閣総理大臣が行った令和2年改選に係る意思決定については、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」よう、甲A第60号証等の文書が作成されていることは、既に述べたとおりである(被告準備書面(4)4ページ)ところ、本件において、被告準備書面(2)(30及び31ページ)で主張した、部分開示済みの各文書(甲A66ないし70)のほかに、内閣府大臣官房長が「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」は存在しないから、第2事件原告らの前記(1)の主張は理由がない。
- なお、原告ら準備書面(5)17ページの求釈明に対する回答は上記のとおりである。

(4) よって、第2事件原告らの前記(1)の主張は理由がない。

4 「任命権者側」に文書作成義務があり、各処分庁のいずれかに保存義務が生じる旨の第2事件原告らの主張は理由がないこと

(1) ところで、原告らは、「任命権者側」の何者かが、原告ら6名は推薦される会員候補者から除外されるべきであると思決定をし、その意思決定の内容を学術会議事務局に伝達したことは明らかであり、その行為を行った者が、行政文書の作成義務を負っていることは明らかである。」(原告ら準備書面(5)13ページ)とか、「かかる意思決定に関与した者には文書の作成義務があり、当該文書は本件各処分庁のいずれかに保存義務がある。」(同16ページ)などと主張する。

(2) しかしながら、意思決定の内容は、推薦事務を所掌する日本学術会議事務局側において、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ」よう、甲A第65号証として文書化され、日本学術会議事務局長により適切に保存されていたものであるから、第2事件原告らが前記(1)のとおり主張する文書は、作成義務及び保存義務が果たされているのであって、この他に文書を作成及び保存すべき義務があると主張する第2事件原告らの主張は理由がない。

なお、前記2(1)イのとおり、日本学術会議会員に99人を任命することとして第2事件原告ら6名を任命しない旨の意思決定をしたのは、菅内閣総理大臣であり、第2事件原告らの前記(1)の主張が、菅内閣総理大臣以外の「何者か」が意思決定をしたことを前提とするものであれば、当該前提は誤りである。

5 小括

以上のとおり、第2事件各処分のうち、文書の不存在を理由とする各全部不開示決定(本件処分13ないし30)は、いずれも適法である。

第2 内閣府大臣官房長が行った各一部不開示決定(本件処分31ないし36)が いずれも適法であること

1 第2事件原告らの主張の概要

第2事件原告らは、行政機関個人情報保護法に基づく本人への保有個人情報の開示は、「情報公開の原則の例外の例外」であり、自己情報コントロール権の観点からも、原則開示が強く要請され、同法14条7号柱書きの不開示情報該当性については、「情報公開の原則の例外の例外のさらなる例外なのである」から、「いっそう厳格に」、「極めて限定的に」解釈運用されるべき旨主張する(原告ら準備書面(5)17ないし20ページ)。

その上で、第2事件原告らは、第2事件各不開示部分には、①任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名が記載されているところ、これが本人に開示されたとして、人事の一連のプロセスが明らかになることはあり得ないこと、②日本学術会議の会員候補者となる手続を経ていない者が政府内の「特定の官職にある者」に働き掛けても、日本学術会議の会員候補者になれるわけではなく、これらが明らかになったところで、被告が主張するような「今後の日本学術会議会員の任命や、それと同種の任命等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測され、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効率的に様々な働き掛けを行うこと」は想定されないこと、③日本学術会議事務局長より甲B第20ないし25号証が既に開示されている以上、不開示とする利益が失われているから、不開示とする必要性が皆無である一方、第2事件原告らが本人情報の開示を受ける権利が極めて重い価値を有することに照らせば、本件処分31ないし36は取り消されるべき旨主張する(原告ら準備書面(5)20ないし23ページ)。

2 第2事件原告らの前記1①ないし③の主張はいずれも理由がないこと

(1) しかしながら、前記1①については、当該部分が、政府内部において、どのような資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスに関わる部分であることは外観上明らかであるから、たとえ本人に対してであっても、当該部分が開示されることにより、今後の日本学術会議会員の任命や、それと同種の任命等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測され、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者(このような働き掛けを、日本学術会議の会員候補者となる推薦手続を経た者が行うこともあり得る。)が、より効率的に様々な働き掛けを行うことを可能とすることから、これを開示することにより公正・円滑な任命行為の遂行に支障を生じるおそれがある(被告準備書面(2) 34ページ)。

仮に、ある一定の候補者の母集団に属すると想定される者から一斉に開示請求が出された場合に、任命されていない者からの請求に順次答えていくと、開示請求者らが開示内容を突き合わせることで、推薦されたが任命されていない者が誰かを特定することが可能となり、あるいは一定の確度で推定することが可能となる。これは本来公にすることを予定していない情報であり、今後の同種の人事において、候補者となることを辞退する者が現れたり、任命権者への情報提供をちゅうちょしたりするなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。(推薦過程ではあるが、甲B第20ないし25号証がつなぎ合わせられた資料が報道等で公にされており、同様に、どのような資料を用いて説明を行ったか本来予定していない情報が公となる可能性が否定できず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。)

(2) また、前記1②については、働き掛けの目的や内容は自らが日本学術会議会員になることに限られず、候補者ではない第三者が行う可能性も否定できないのであり、日本学術会議の会員候補者となる手続を経ていない者が政府内の「特定の官職にある者」に働き掛けても、日本学術会議の会員候補者になれるわけではないということをもって、今後の日本学術会議会員の任命や、

それと同種の任命等の手続を行う上で、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効率的に様々な働き掛けを行うことが想定されないなどといえないことは明らかである。

(3) さらに、前記1㉓については、処分行政庁が行った処分の適法性の判断基準時は、当該処分時であるところ(最高裁令和7年6月3日第三小法廷判決・裁判所ホームページ参照)、第2事件原告らの主張する前記1㉓の事情は、いずれも本件処分31ないし36よりも後の事情であるから、内閣府大臣官房長が行った各一部不開示決定(本件処分31ないし36)の適法性を何ら左右するものではない。

(4) したがって、第2事件原告らの前記1㉑ないし㉓の主張はいずれも理由がない。

3 小括

以上のとおり、内閣府大臣官房長の一部不開示処分(本件処分31ないし36)は適法であり、第2事件原告らの主張は理由がない。

第3 原告らの各損害賠償請求はいずれも理由がないこと

1 原告らの主張の要旨

原告らは、原告ら準備書面(6)において、「文書・情報の「不存在」を理由とする不開示決定による損害賠償請求(括弧内略)についての原告の主張」(1ページ)として、主位的に、文書不存在を理由とした不開示処分(第1事件について、本件処分1ないし6、9、11。第2事件について、本件処分13ないし30)が国賠法1条1項の適用上違法であると主張した上で(第1事件につき原告ら準備書面(6)31ないし37ページ、第2事件につき同3ないし27ページ)、それぞれ予備的に、もし仮に文書不存在を理由とする不開示処分が違法であると認められないとすれば、文書作成義務を負う者が作成義務を果たさなかったか、被告の職員の何者かが作成又は取得された文書について保存義務に違

反して文書を廃棄した点が違法であって、これにより第1事件原告らの知る権利及び第2事件原告らの自己情報コントロール権としての保有個人情報開示請求権を侵害したと主張して、やはり国賠法1条1項の適用上違法であると主張する(第1事件につき原告ら準備書面(6)37ないし41ページ、第2事件につき同27ないし31ページ)。

2 国賠法上の違法の意義について

被告準備書面(1)(93及び94ページ)で主張したとおり、国賠法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう(最高裁昭和60年1月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月26日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711ページ等)。

したがって、当該公務員の行為に国民の権利ないし利益を侵害するところがあったとしても、そのことから直ちに国賠法1条1項の違法との評価を受けるものではなく、当該公務員が、個別の国民との関係で職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ等)。

3 国賠法上の違法性に係る原告らの主位的主張はいずれも理由がないこと

(1) 原告らは、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30について、

「内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長が、文書が存在するにもかかわらず、いずれも文書の不存在を理由として不開示処分をした」とか「内閣官房内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補がいず

れも文書の不存在を理由として不開示処分をしたこと(括弧内略)は、文書が存在することを認識しながら故意に存在しないこととして不開示決定を行った」(原告ら準備書面(6)10、11、35及び36ページ。下線部引用者)などと主張して、いずれも、文書が存在することを認識しながら故意に存在しないこととして不開示処分を行ったか、あるいは少なくとも職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不開示処分をしたという重大な過失があつて、国賠法上違法であると主張する。

- (2) しかしながら、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30は、被告がこれまで重ねて主張してきたとおり、いずれも適法な処分であつて、国賠法上も違法と評価される余地はない。

すなわち、原告らの前記(1)の主張は、いずれも、原告らが主張する文書が存在することを前提とした主張であるところ、かかる文書が存在しないことはこれまで主張してきたとおりであつて、同文書が存在すると認められるべきではない。こうした文書が存在するなどとして原告らが主張する作成義務を被告の各職員において負っているものでないことも、これまで主張してきたとおりである。

よつて、文書が作成されていない以上、かかる文書の存在を前提とする原告らの主張は、前提を欠き、失当である。

- (3) ましてや、内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長及び内閣情報官は、原告らによる開示請求を受けて、被告準備書面(1)(80ページ)及び被告準備書面(2)(43及び44ページ)で述べたほか、後記第4の1のとおり、それぞれ執務室内の机、書庫、共有フォルダ及び電子メールの探索を尽くした上で、それでも開示請求の対象となる文書が発見されなかったことから、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30をしたものであつて、これらの処分をしたことについて、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたなどと

認められる余地はないし、いわんや、原告らが主張する「故意又は重過失」が認められることなどあり得ない。

(4) よって、国賠法上の違法性に係る原告らの主位的主張はいずれも理由がない。

4 国賠法上の違法性に係る原告らの予備的主張はいずれも理由がないこと

(1) 原告らは、本件処分1ないし6、9、11及び13ないし30に係る各文書の存在が認められないときの予備的主張として、同文書がそのように不存在であるということは、被告の各職員がこれを作成せず、又は、作成・取得した後に廃棄したことのいずれかにほかならず、故意又は重大な過失による国家賠償法上違法な行為であると主張する(第1事件につき原告ら準備書面(6)37ないし40ページ、第2事件につき同27ないし31ページ)。

(2) しかしながら、原告らの前記(1)の主張は、その主張自体からも明らかなどおり、被告の各職員が、原告らの主張する文書の作成義務を負っていることを前提とした主張であるところ、前記3(2)のとおり、そのような作成義務を被告の各職員が負っていたということはできないから、原告らの主張は、前提を欠き、失当である。

(3) ましてや、令和2年改選に関しては、甲A第60号証を中心とした各文書が存在し、これらによって内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる(被告準備書面(6)16及び17ページ)のであるから、これに加えて原告らが主張するような文書を被告の職員が作成しなかったことが、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と作成しなかったものであるなどと認められる余地はないし、いわんや、原告らが主張する「故意又は重過失」など認められることはあり得ない。

(4) よって、国賠法上の違法性に係る原告らの予備的主張はいずれも理由がない。

5 まとめ

以上のとおり、被告に国賠法1条1項の適用上の違法が認められるべきではない。

なお、第1事件原告らは、「本件文書が開示されなかったことにより、知る権利を侵害され、そのことによって精神的苦痛を被った」と、また、第2事件原告らは、人格権及び学問の自由が侵害されたなどとして、精神的苦痛が生じたなどと主張するが(第1事件につき原告ら準備書面(6)31及び41ページ、第2事件につき同27及び31ページ)、本件について原告らに金銭の支払をもって慰謝すべき精神的苦痛が生じたなどとは認められない上、本件処分13ないし30と第2事件原告らの主張する人格権及び学問の自由が侵害されたことによる精神的苦痛との間には、相当因果関係も認められない。

よって、これらの点からも原告らの被告に対する国賠法に基づく損害賠償請求が認められる余地はない。

第4 原告ら求釈明書②について

原告ら求釈明書②における原告らの各求釈明事項には、本件各処分の違法性と直接関連しない事項を含めて探索的に釈明を求めるもの等、回答の要がないと考えられるものも多く含まれるが、審理の促進に協力する観点から、以下のとおり、可能な限度で回答する。

1 求釈明事項6について

(1) 探索の範囲及び対象について

ア 各府省庁は、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図」(公文書管理法1条)ることを目的に掲げる公文書管理法が平成23年4月に施行されて以降、同法及び行政文書管理ガイドラインとこれらを踏まえて策定された内規たる文書管理規則に基づき、総括文書管理者を頂点とする組織体系を整備し、行政文書の管理に当たっている。この

ように、行政文書が体系的に管理されている現状の下、行政文書の探索は、基本的に、機械的かつ事務的な方法により、容易で網羅的な方法によって行われている。

イ 第1事件各開示請求及び第2事件各開示請求を受けて、各処分庁が探索した範囲及び対象については、①内閣官房においては、内閣総務官室及び官邸各室(内閣総理大臣執務室、内閣官房副長官執務室を含む。)、内閣官房副長官補及びその下にある各室、内閣情報調査室の、それぞれ執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書庫、共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)を探索対象として探索を行ったものである。

また、②内閣府大臣官房長においては、内閣府大臣官房(大臣官房長、人事課)の執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書棚並びに共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)を探索対象として探索を行い、③日本学術会議事務局においては、同事務局の執務室内を探索範囲とし、当該執務室内の机、書棚、書庫並びに共有フォルダ全体及び電子メール(本文及び添付ファイル)を探索対象として探索を行ったものである。

なお、このような探索は、いずれも他の情報開示請求に対する通常に対応と遜色のないものであり、必要かつ十分なものとして、本件の答申や判決においても特段問題視されていない(甲A37、39ないし51)。

(2) その他の点について

ア 原告らは、「周知の通り、文書の探索に関する判断基準を示したと考えられる東京高判2011(平成23)・9・29判例時報2142号3頁において「十分な探索」とは、省庁自身の調査チームではなく、第三者をも構成員とする調査委員会による調査であって、延べ1000人以上を投入し、調査対象ファイル冊数が数千冊以上となる規模の探索をいう、とされている。」とした上で、被告において「十分な探索」をしたと主張するのであれ

ば、上記判決が判示する程度の探索を実施したこと、すなわち、内閣官房と内閣府の総括文書管理者・部局総括文書管理者・部局副総括文書管理者・文書管理者が、どのような役割分担の下で、どのくらいの人数を投入して、それぞれがいかなる箇所について、いかなるファイルを調査したのか、パソコン等の電子機器について、いかなる検索用語を用いて調査をしたのか、全ての機器について調査したのか、ファイルの冊数、電子機器類の種類、設置場所と台数、探索の年月日と各期日における探索者の人数、探索における公正な第三者による探索の有無を明らかにすべき旨主張する(原告ら求釈明書②6及び7ページ)。

イ 原告らの上記求釈明は、探索に当たった人員の数や探索対象となった行政文書の全体数等を明らかにするよう求めるものであるが、探索の充分性が、探索に関与した人数や探索した文書の数等が多いかどうか等によって一律に決まるものでないことは明らかであるから(かえって、少人数かつ狭い探索範囲であっても、それぞれの省庁の文書ファイルの構造や保管状況等をよく知る者が、当該行政文書が存在する蓋然性の高い場所を探索した場合には、単に多くの人員を投入してやみくもに文書を探索する場合に比べ、一般的に実効的な探索であると考えられる。)、上記求釈明は本件との関連性・必要性を欠くものというほかなく、釈明の要を認めない。

ウ この点、原告らは、上記東京高裁判決を、文書の探索に関する判断基準を示したものと理解した上で、上記求釈明の必要性を裏づけるものとして引用するようであるが、同判決には、文書の探索に関する一般的な判断基準を示した判示は全くなく、単に、「延べ1000人以上を投入して探索を行うなどしたものの(中略)その廃棄又は移管の記録は発見されなかった」などと認定した上で、当該事案において行政機関が当該対象となる文書を保有していたと認めるに足りる証拠はない旨の個別的な判断をしたにすぎない。このように同判決は、延べ1000人以上投入し、ファイル数千冊

以上を対象として探索をすれば十分な探索であり、これに足りなければ不十分な探索であるなどと判示したものでないし、当然のことながら、上記判決が文書の探索に関する判断基準を示した判決であるなどと紹介する文献等も見当たらない。したがって、上記判決が文書の探索に関する判断基準を示した判決であることを前提とする原告らの主張は失当である。

また、上記判決の事案は、その中心となる対象文書が、不開示決定時から40年近く前の公文書管理法施行前に作成された、外交交渉に係る文書であって、正式の署名等がされたものではなく、交渉担当者のイニシャルが記載されたにとどまるものであり、「政権交代後の民主党政権下で大掛かりな調査が行われたものの本件各文書を発見するに至らなかったという特異な経緯を経た事案であり、一般化することは困難な事案と思われる」と指摘されているところであって(上記判決の上告審判決である最高裁平成26年判決に関する判例タイムズ1407号54ページの匿名コメント)、かかる事案を一般化することは不相当である。このことは、本件において、前記(1)のとおり、上記判決の事案におけるものとは文書管理を巡る法制度も全く異なることも踏まえれば一層明らかであって、本件について、上記判決の考えが妥当する余地はない。

(3) 小括

各処分庁は、前記(1)のとおり探索を行ったものであり、当該探索は、必要かつ十分なものである。

2 求釈明事項1ないし5及び7について

(1) 求釈明事項1(1)について

被告は、杉田副長官が本件総合調整事務について所掌外の事務処理を違法に行ったと主張するものではない。

内閣官房の所掌事務は内閣法12条2項各号であるところ(被告準備書面(1)17及び18ページ)、内閣官房は会員任命事務及び会員推薦事務を所掌

しないが、内閣法12条2項4号及び5号の一環として、各府省の人事に関する事務(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)に対して、内閣として一貫性を確保する上で必要な総合調整を行う場合があり得る。令和2年改選に際しては、このような総合調整事務としての本件総合調整事務が行われたのであり(被告準備書面(1)56ページ)、杉田副長官は、内閣法14条3項に基づき、本件総合調整事務を行ったものである。

なお、被告は、被告準備書面(6)(9ページ)において、「内閣官房各部局の職員は、公文書管理法4条に基づき、令和2年改選に係る行政文書の作成義務を負わない」と主張したところ、ここにいう「内閣官房各部局」とは、内閣官房に置かれた内閣総務官室及び内閣官房副長官補のほか、国家安全保障局、内閣広報室、内閣情報調査室、内閣人事局及び内閣サイバーセキュリティセンター(当時)並びにこれらの下部組織を指すものであって、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官は、「内閣官房各部局」に含まれるものではないので、念のためその旨、付言する。

(2) 求釈明事項3について

令和2年9月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99名を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨の相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを直接判断したことについては、杉田副長官から伝達を受けた内閣府大臣官房において甲A第59号証を保存するとともに、上記直接判断を踏まえて決裁文書(甲A60)を起案し、同月28日、菅内閣総理大臣の決裁を受けているのであり、各号証は、公文書管理法4条に基づき、内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるものとして作成された文書である。

菅内閣総理大臣が内閣府の長として99名を任命するという判断に関しては、上記のとおり文書が作成されているところ、菅内閣総理大臣がこのほか

に何かしらの文書の作成義務を負っていたということはなく、菅内閣総理大臣が、直接判断に際し、上記文書以外で公文書管理法4条に基づき、作成・取得した文書はない。

(3) 求釈明事項5(2)について

求釈明事項5(2)の下線部分の第1文について、令和2年改選に先立って、日本学術会議が推薦した会員候補者を内閣総理大臣が日本学術会議会員に任命しなかった例は、存在しない。

求釈明事項5(2)の下線部分の第2文については、原告らの求釈明の趣旨が判然としないが、甲A第58号証5ページの「内閣総理大臣に、日学法17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる」という記載は、同号証1ないし9ページの原本を作成した日本学術会議事務局においては、日本学術会議の会員の任命権を有する内閣総理大臣が、日本学術会議から会員の候補者の推薦を受けたとき、推薦を十分に尊重する必要があるが、必ず同候補者を任命する義務があるとまではいえないと考えることができると整理したということの意味するものであって、「任命拒否が通例であった」ということを意味するものではない。なお、「通例」か否かは評価の問題である上、そもそも当該制度の下で最初であれば直ちに通例でないというわけではないし、1度でも例があれば直ちに通例であるというようなものでもない。

(4) 求釈明事項7、同8(1)及び同(2)について

本件において、各処分庁が保有する行政文書は、本件処分7、8、10、12及び31ないし36で開示した各文書に尽きており、その他これらに関する文書はない。

(5) その他の求釈明事項について

いずれも、回答の要を認めない。

もっとも、原告らからは、関連性や必要性を欠く求釈明の申立てが繰り返

されているため、以下、いくつかの求釈明事項を取り上げた上で、回答の要を認めないと判断した理由について、ふえんして説明する。

ア 求釈明事項1(2)及び2について

内閣官房副長官が、内閣官房の行政事務に際し、行政文書を作成又は取得した場合、当該文書は、その行政事務に応じて管理されることとなるが、このうち、内閣官房に属する内閣官房副長官が総合調整に関する事務を行う場合、一般に、内閣官房副長官から当該事務の対象となる政策等を所管する行政機関に対して当該事務に係る情報が共有され、その情報を踏まえて、当該行政機関において対応が検討され、その結果が当該行政機関の政策等に反映されることとなる。これを踏まえ、当該行政機関において、意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、必要な行政文書を作成することとなる(被告準備書面(5)5ページ)。

本件についても、杉田副長官が令和2年改選に関して行った本件総合調整事務は、飽くまでも内閣府の所管する行政事務である令和2年改選における意思決定に至る過程において行われたものであって、内閣官房において文書を作成すべき義務があることを基礎づけるものではない(被告準備書面(6)10ページ)。

イ 求釈明事項4について

原告ら求釈明書②(4及び5ページ)の記載に照らすと、原告らは、内閣官房副長官が作成又は取得した文書が行政文書ファイル管理簿に記載されるべき文書であることを前提として、求釈明事項4に係る求釈明を申し立てるものと解される。

しかしながら、公文書管理法7条1項ただし書は、「政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等」につき行政文書ファイル管理簿への記載の対象外としており、上記の「政令で定める期間」とは、

1年である(公文書管理法施行令12条)。そのため、保存期間が1年未満である行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿への記載義務はない。内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を作成・取得した場合、当該行政文書は総合調整に係る情報として所管行政機関たる内閣府に共有されることとなり(被告準備書面(5)5ページ)、所管行政機関たる内閣府において行政文書が管理され、内閣官房においては、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」(内閣官房文書管理規則7条9項1号)に該当するものとして、その保存期間は1年未満であるから、内閣官房のいかなる文書管理者においても行政文書ファイル管理簿へ記載する必要はないのである。

したがって、原告らの求釈明事項4は、前提の理解を誤るものである。

ウ 求釈明事項5(1)について

原告らは、①「被告・準備書面(1)・64～65頁、被告・準備書面(6)23～24頁など」における主張及び②「被告・準備書面(1)80～81頁、被告・準備書面(6)13～14頁など」における被告の主張によれば、被告は一定の主張をしなければならないとした上で、被告にそのような主張をするのかの釈明を求めるものである(原告ら求釈明書②5ページ)。

しかし、原告らが言及する被告の各主張は、全く内容が異なるもので、これに基づいて被告が原告らの主張するような主張をしていることになるものではない。すなわち、被告の上記①の主張は「第1事件不開示部分1及び2(甲A66ないし68参照)は、いずれも令和2年改選に係る意思決定過程において政府内での説明に用いられた資料により説明を受けた者が記載されている部分であり、(中略)任命に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスが明らかになる」ことから、「公正・円滑な任命行為の確保に支障を生じるおそれがある」と主張したものである(被告準備書面(1)64ページ)。これに対し、

被告の上記②の主張は、「令和2年改選に当たり第2事件原告ら6名が任命されなかったことが、(中略)「重要」かつ「異例」な事項」である旨の第1事件原告らの主張が、(中略)失当である」と主張したものである。これらの主張は、内容を全く異にすることが明らかであるところ、原告らは、このような全く内容を異にする被告の上記各主張を併せて、「被告は、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は重要ではないと主張しなければならない」などと独自の主張をし、これを前提として求釈明事項5(1)の求釈明をするものであって、かかる求釈明は、回答の要がないことは当然のものとして、それにとどまらず、争点を不当に拡散させ、審理の遅延を招きかねない点においても不適切というほかない。

以 上